

最低制限価格制度実施要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条～第 3 条 <略> (工事に係る最低制限価格の設定方法) 第 4 条 1 <略> 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。 ただし、その割合が 100 分の 85 を超える場合は 100 分の 85 とし、3 分の 2 に満たない場合は 3 分の 2 とする。 (1) <u>直接工事費に 100 分の 95 を乗じて得た額</u> (2) <u>共通仮設費に 100 分の 90 を乗じて得た額</u> (3) <u>現場管理費に 100 分の 60 を乗じて得た額</u> (4) <u>一般管理費に 100 分の 30 を乗じて得た額</u> 第 5 条～第 7 条 <略>	第 1 条～第 3 条 <略> (工事に係る最低制限価格の設定方法) 第 4 条 1 <略> 2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に 100 分の 105 を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。 ただし、その割合が 100 分の 85 を超える場合は 100 分の 85 とし、3 分の 2 に満たない場合は 3 分の 2 とする。 (1) <u>直接工事費の額</u> (2) <u>共通仮設費の額</u> (3) <u>現場管理費に 5 分の 1 を乗じて得た額</u> 第 5 条～第 7 条 <略>